

広島県告示第九百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
玖波五丁目二地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

大竹市		郡市・区	
玖波町	玖波五丁目	町	
		大字	
向田	向田		字
一一六五番三	一一六五番二	一一七三番六	一一七三番二
標柱一〇号	標柱九号	標柱八号	標柱七号
		二〇九番三	二〇九番一
		標柱六号	標柱五号
		二二二番一	一一六六番二
		標柱二号、三号及び四号	標柱一号
			標柱番号